

工事状況写真の撮影要領について

1. 工事状況写真の撮影について

工事状況写真は、補助対象の低炭素機器・設備の設置工事が、申請通りに実施されたかどうかを確認するために必要で、施工前(既設)・施工中(工事中)・施工後(更新後)の写真の提出が必要です。

《低炭素機器・設備の撮影要領》

設 備	撮 影 要 領
空調設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 室外機: 全数の撮影をする(※1) ● 室内機: 全数の撮影をする(※1、※2) <p>(※1) 1枚の写真に、複数台が写っているのは可。</p> <p>(※2) ①部屋毎に、1枚の写真に、同一機種(型番)が複数台写っているのは可。</p> <p>②部屋のレイアウトが同じで、部屋数が複数あり、同一機種(型番)の場合は、代表の部屋の撮影で可。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 機器配置図(各フロア)には撮影箇所を明示し、写真アルバムのヘッダー部には、当該の機種(型番)や台数を正確に記載。
照明設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 食堂、ホール、居室、通路などの共用部等のエリア単位で、照明設備の1方向以上からの全景写真の撮影で可。 ■ 機器配置図には撮影箇所(方向)を明示し、写真アルバムを作成し整理。
ボイラー設備、製造・生産設備、コンプレッサー、ポンプ等	<ul style="list-style-type: none"> ● 本体、周辺設備(タンク、ダクト等)、及び配管の設置工事の写真撮影が必要。配管の写真は、保温・配管工事の施工範囲の確認が必要。 ■ 機器配置図には撮影箇所を明示し、写真アルバムを作成し整理。

上記の写真アルバムの作成例、撮影箇所の説明図例、及び表示シール文例・表示シール貼付箇所の例については、組合HPの”完了実績報告の手引き”を参照。